

第5期小牧市障がい福祉計画・第1期小牧市障がい児福祉計画 成果目標について

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 障がい者の地域生活の支援
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【概要】

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進する。

【目標値】

- ①令和2年度末までに3人を地域での生活に移行する。
(平成28年度末の施設入所者数は63人)
- ②令和2年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末の施設入所者63人から1人減少させる。

【報告(現状値)】

- ①平成30年度時点の地域への移行者数・・・1人
- ②平成30年度時点の施設入所者数・・・・・・68人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【概要】

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う支援体制を構築できるように協議の場を設置する。

【目標】

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置する。

【報告】

現計画(第5期計画、第1期計画)では、小牧市障害者自立支援協議会協議の場に位置付けることができ(計画書P43参照)、設置済です。

昨年度の取り組みとしては、春日井保健所の精神保健担当者を委託相談支援事業所に招き、精神障がい者に対する活動に関しての報告を受けています。また、自立支援協議会本会においても、委員(春日井保健所所属)より、同様の報告を受け情報共有をしております。

3. 障がい者の地域生活への支援

【概要】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう①相談機能、②体験の場や機会、③緊急時の受入・対応、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの機能を持つ拠点を整備する。

【目標】

市内に1か所整備する。なお、面的整備(機能を分担して面的な支援を行う体制の整備)を推進する。

【報告】

第3次小牧市障がい者計画では、①、②、④、⑤については整備済としております(計画書P27、P28参照)。

③については平成30年度に緊急短期入所の場を確保する仕組みを整備することができ、①～⑤についてすべて整備済となります。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【概要】

就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行を推進する。

【目標及び報告(現状値)】

①福祉施設から一般就労への移行

目標:17人 → 平成30年度:30人

②就労移行支援事業利用者の増加

目標:26人 → 平成30年度:69人

③就労移行支援事業所の就労移行率の増加

目標:3割以上の事業所を全体の5割以上にする

→平成30年度:就労移行率3割以上の事業所は0事業所
(市内に就労移行支援事業所は1事業所のみ)

④職場定着率の増加(就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率)

目標:80% → 令和2年3月時点:40% (10人中4人)

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

【概要】

重層的な地域支援体制の構築を目指すため児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問事業所の充実や主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための協議の場を設置する。

【目標】

- ①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【報告】

- ①児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を行う事業所は民間事業者により設置済です。
- ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、現時点で未整備であり、確保に至っておりません。
- ③現計画(第5期計画、第1期計画)では、小牧市障害者自立支援協議会協議こども連絡会に位置付けることができ(計画書P45参照)、設置済です。